

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和5年9月

大 村 市

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 現状と課題

大村市は長崎県の中央部に位置し、東は多良山系を背に佐賀県と接し、西は波静かな大村湾に面し、南は諫早市、北は東彼杵町とそれぞれ接している。

面積は126.73k㎡を有し、東西14.1km、南北16.6kmと多良山系から丘陵地に広がっている。

河川は、郡川、大上戸川、内田川、鈴田川等が多良山系から大村湾に向かって流下し、それらに沿って扇状地が形成され、耕地が開けている。

地質は山間地が玄武岩、安山岩質であり、平地は肥沃な黒土である。気候は、年平均気温17.5℃、年間降水量は18,030.0mmと温暖多雨である。

人口は、令和3年10月現在95,398人、農業産出額は令和3年で462千万円である。

近年、高速交通体系の発展によりいちご、花き等の施設園芸を中心とする輸送適応型農業、また自然環境への関心の高まりから自然環境へ配慮した環境保全型農業へ移行しつつある。

今後は、特にこのような施設園芸において、高収益性の作目、作型を担い手中心に導入して、産地化を図ることとする。

また、土地利用型を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指す。

このような社会情勢の中、後継者不足が大きな問題となっているが、農業を魅力ある産業として継承できうる個別経営体及び新規就農者の育成はもとより、企業感覚に優れ国際競争に耐えうる組織経営体の育成が必要である。

また、女性の社会参画の流れを受けて女性起業家による経営体の育成を図るとともに、農業経営への積極的な参画を促進する。

生産基盤である農用地は宅地化や兼業化の進展により減少しており、中山間地域を中心に耕作放棄地の拡大が進んでいる。

一方、農用地の担い手への集積は思うように進んでいないのが現状で、貸し手借り手の掘り起こしを積極的に推進するとともに、農地中間管理機構を活用し長期展望に立った農地の有効活用を図る。

基盤整備済農用地における遊休農地の解消に向け、各地区農用地利用改善団体の活性化を含めて多様な農用地の活用と担い手への集積を積極的に推進する。

特に、労働力の確保が困難で耕作放棄が増加している中山間地域においては、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とする生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人の設立を図る。

従来、家族構成員が労働力の中心であったが、高齢化等の進展、離農等に伴い担い手確保が大きな課題となっている。

経営規模等に応じ雇用労働の活用、生産組合単位での共同作業化への取り組み等と併

せて、地区別に作業受託組合を組織し多様な労働力の確保を図る。

また、省力化システムの導入を推進し機械利用による農作業体系の確立を図るとともに、ライスセンター、育苗センター、集出荷施設、いちごパッケージセンター等の共同施設の利用を促進する。

作物的には新品種・新技術の導入を積極的に推進するとともに、消費者ニーズに対応した農産物の栽培、高品質・高収益作目への栽培転換を進める。

また、有機栽培や特別栽培等の環境保全型農業への取り組み、さらに畜産農家との連携による資源循環型農業への取り組みを促進する。

一方、ライフスタイルの変化とともにグリーン・ツーリズム、ガーデニングブーム等自然や土とのふれあいを通して農業に対する関心が高まっており、都市と農村の交流も盛んになっていくことが予想され、体験農業、観光農業の拡大も期待される。

また、農産物を生産するだけでなく、農産物に付加価値を付けて加工販売等を行い経営の多角化を推進し経営の安定を図る。

2 農業構造の見通し

現在の農業の担い手は高齢化兼業化に加え、担い手が不足していることにより労働力の脆弱化が深刻となっている。

これらに対応するため、受託組織の育成や農福連携、共同作業体系の確立、あるいは女性農業者、高齢者労働力等多様な担い手を育成する必要がある。

また、家族経営協定の推進等により、円滑な継承を図る等就農環境の整備を図るものとする。

水田については、土地改良事業の推進により作業効率は格段に向上しているが、畑及び樹園地を中心とする未改良地の土地改良事業の実施と灌漑用水の確保が安定生産を図る上では必要となる。

また、更なる効率化のためには土地利用型作物による団地化・ブロック化を図り、農地の流動化を加速する。

一方、中山間地域においては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地について、一部遊休農地となっており、近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手の規模拡大が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

3 育成すべき経営体の指標

このような地域農業構造の現状と課題、また将来の見通しのもとに農業が真に魅力とやりがいのある産業として継続発展し、農業者が誇りを持って農業経営を行うために、概ね10年後の農業経営の指標を定めるとともに、効率的かつ安定的な農業経営体を育成することとする。

経営の具体的な指標は、大村市の農業の実態を踏まえつつ、第1表に掲げるとおりとし、農業経営の発展と経営の合理化を目指し、農業を主業とする農業者が地域における

他産業並みの生涯所得に相当する年間農業所得と年間労働時間の水準を達成できるものとし、これらの経営体が大村市の農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指すものとする。

第1表 効率的かつ安定的な農業経営の年間農業所得及び年間労働時間目標

| 年間農業所得 | 主たる従事者一人あたりの労働時間 |
|---|------------------|
| 主たる従事者1人あたり 概ね400万円 (1経営体あたり 概ね600万円) | 2,000時間 |

4 支援推進事業

このような目標の達成を図るべく大村市は、将来の大村市の農業を担う若い農業経営者の意向その他の基本的条件を考慮し、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すにあたって、これを多角的に支援するため農業経営基盤強化促進事業等の措置を総合的に実施する。

具体的な支援体制として、大村市、大村市農業委員会、長崎県中央農業協同組合、長崎県中央振興局、長崎県農業共済組合等の関係機関からなる大村市担い手育成総合支援協議会を設置しており、十分な連携の下で濃密な指導を行うことにより、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。

更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して上記の濃密指導体制が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

更に、栽培技術、経営内容の見直し、制度資金活用等専門的個別的課題に対しては指導体制を設けて、具体的な指導・検討会を行うものとする。

また、農業経営指導マネージャーを配置し、各経営体への情報提供、情報収集、アドバイスを適宜行うこととする。

更に、認定農業者相互の連携強化のため、認定農業者協議会及び支部を組織し、認定農業者による自主的な活動が展開できる組織作りを行う。

大村市担い手育成総合支援協議会の支援内容としては、認定農業者として認定を受けようとする者（以下、「認定志向者」という。）に対して、認定志向者説明会を開催し、制度概要、農業経営改善計画書の作成及び申請方法等の指導を行うこととし、各支部事務局と協力し認定農業者の掘り起こし確保を図るものとする。

また、認定農業者へ対してはフォローアップ調査、経営実態調査を実施し、各経営体が抱える課題等への指導・助言を行うものとする。

更に、経営のレベルアップを図り専門的知識の習得のため、経営能力向上セミナー、異業種交流会、部門別検討会等を開催する。

また、経営の健全化・安定化を図るため経営管理、経営診断、税務相談会等行うとともに、組織化・法人化を図ろうとする経営体については申請方法、管理運営上の留意点等について指導を行うこととする。

そして、認定期間を終了する者に対しては、再認定への取り組みを働きかけるとともに、経営改善計画目標への到達度の把握、経営上の問題点分析を行い、更なる経営の向上を図るべく濃密な指導を行うものとする。

農地の流動化については、遊休農地の状況把握を行うと同時に、土地利用型作物において規模拡大を図ろうと考えている農業者に対しては、農業委員会、農地中間管理機構による貸し手借り手の積極的掘り起こしを展開する。

更に、作業効率化を促進するために団地化・ブロックを盛り込んだ農用地利用集積計画を策定し、それに沿って貸し借りを誘導するものとする。

また、各地区農用地利用改善団体の活性化を促し、このような土地利用調整を全市的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、近年、増加傾向にある遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画（以下単に「農業経営改善計画」という。）の認定を受けた農業者若しくは組織経営体（以下「認定農業者」という。）への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進し、農用地利用改善団体の設立を目指す。

また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにする。

特に、認定農業者等担い手が不足する地域においては、特定農業法人及び特定農業団体制度についての普及・啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進することとし、農用地利用改善団体の設立とともに特定農業法人及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

更に、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。

また、併せて集約的な経営展開を助長するため、長崎県県央振興局、長崎県県央農業協同組合の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農業生産法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを

持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、中山間地域においては、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人や特定農業団体の設立を図る。

さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。加えて、新規就農者が早期に効率的かつ安定的な農業経営体へ移行できるように、生産技術や経営管理能力の向上を図るとともに、経営に必要な機械・施設の整備などを推進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に農業経営基盤強化促進法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、大村市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

更に、地域の面的な広がりを対象とした国庫事業や県単事業等の実施に当たっても当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

- 5 大村市は、大村市農業委員会、長崎県中央農業協同組合、長崎県中央振興局、長崎県農業共済組合等の関係機関からなる大村市担い手育成総合支援協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協支店単位の研修会の開催等を行う。

なお、農業経営改善計画の有効の中間年（3年目）及び満了年（5年目）を迎える認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と検証を行的確な指導・助言と新たな計画の作成の指導等を行う。

- 6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標
 - (1) 新規就農者の現状

大村市の令和4年度の新規自営就農者は16人であり、過去5年間の合計は88人となっている。野菜・果樹・花き・畜産等の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1) に掲げる状況を踏まえ、大村市は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

長崎県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成目標を踏まえ、大村市においては年間3人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を5年間で2増加させる。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

大村市及びその周辺市町その他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的安定的な農業経営の目標の5割程度（1経営体あたり）の農業所得）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた大村市の取り組み

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を確保・育成していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構及び地域連携推進委員による紹介、技術・経営面については長崎県県央振興局や長崎県央農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を効率的かつ安定的な農業経営の指標として、大村市及び周辺の市町で展開されている優良事例を踏まえつつ、大村市における主要な営農類型については次のとおりである。

[個別経営体]

(農業経営の指標の例)

| 営農 類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の 方法 | 農業従事の 態様等 |
|----------|------|------|-------------|--------------|
|----------|------|------|-------------|--------------|

| | | | | |
|-----------------|--|--|---------------------------------------|---|
| 水稻＋ 施設 園芸 | (作付面積等) にんじん 1.0ha トマト 0.4ha 水 稲 1.0ha (経営面積) 2.4ha | (資本装備) トラクター (30PS)) 播種機、管理機、動力噴霧器、ビニールハウス、環境制御機器、暖房機 共同利用：収穫機、マルチャー | ・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 | ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入、春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保 |
| | (作付面積等) いちご普通 0.1ha いちご株冷 0.2ha 水稲 1.0ha (経営面積) 1.3ha | (資本装備) トラクター (30PS)) 管理機、動力噴霧器 予冷庫、暖房機 電照施設、ビニールハウス 環境制御機器、ベンチ施設 自動谷換気 (その他) 水稻基幹作業の委託 | | |
| | (作付面積等) アスパラガス 0.3ha (経営面積) 0.3ha | (資本装備) 管理機、動力噴霧器、 ビニールハウス、環境制御機器 | | |
| | (作付面積等) きゅうり促成 0.25ha きゅうり促成+夏秋 0.25ha 水稲 1.0ha 冬キャベツ 0.3ha (経営面積) 1.8ha | (資本装備) トラクター (30PS)) 管理機、動力噴霧器、 暖房機、ビニールハウス、 環境制御機器 (その他) 水稻基幹作業の委託 | | |
| 果 樹 | (作付面積等) | (資本装備) | | |

| | | | | |
|---|---|--|---------|---------|
| | みかん1.9ha その他柑橘 (不知火など) 0.6ha (経営面積) 2.5ha | スピードスプレーヤ 園内作業道 (その他) 労力配分に配慮した 優良品種系統の導入 、マルチ被覆 | | |
| | (作付面積等) ハウスビワ 0.3ha 露地ミカン 1.5ha (経営面積) 1.8ha | (資本装備) ビニールハウス、暖房機 動噴、スピードスプレ ーヤ 園内作業道 (その他) 労力配分に配慮した 優良品種系統の導入 、 マルチ被覆 | | |
| | (作付面積等) ハウス柑橘 (不知火など) 0.3ha 露地ミカン 1.5ha (経営面積) 1.8ha | (資本装備) ビニールハウス、暖房機 スピードスプレーヤ (共同) 園内作業道 (その他) 労力配分に配慮した 優良品種系統の導入 、 マルチ被覆 | | |
| | (作付面積等) なし 1.5ha (経営面積) 1.5ha | (資本装備) 果樹棚、スピードス プレーヤ (その他) 労力配分に配慮した 優良品種系統の導入 | | |
| 茶 | (作付面積等) | (資本装備) | ・複式簿記記帳 | ・家族経営協定 |

| | | | | |
|-----|--|---|---|---|
| | <p>茶 6.5ha</p> <p>(経営面積)</p> <p>樹園地 6.5ha</p> | <p>乗用摘採機、乗用防除機、乗用中切機、乗用施肥深耕、製茶工場、スプリンクラー、防霜ファン</p> <p>(その他)</p> <p>標高差を活かした摘採時期の拡大、経営面積の約90%を被覆栽培</p> | <p>の実施により経営と家計の分離を図る。</p> <p>・青色申告の実施</p> | <p>の締結に基づく給料制、休日制の導入、春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保</p> |
| 花き | <p>(作付面積等)</p> <p>カーネーション 0.6ha</p> <p>トルコギキョウ 0.6ha</p> <p>(経営面積) 1.2ha</p> | <p>(資本装備)</p> <p>補強型ハウス、自動式給水施設、加温機</p> | | |
| 肉用牛 | <p>(作付面積等)</p> <p>肥育牛200頭</p> <p>(経営面積) 畑 1.0ha</p> | <p>(資本装備)</p> <p>牛舎、堆肥舎、乾草庫</p> <p>飼料タンク、トラック、フロントローダー</p> <p>トラクター、ショベルローダー、カッター</p> <p>配餌車</p> | | |
| 繁殖牛 | <p>(作付面積等)</p> <p>繁殖牛専業 30頭</p> <p>(経営面積)</p> <p>飼料畑 1.3ha</p> <p>うち借用地 0.5ha</p> <p>放牧地 3ha</p> | <p>(資本装備)</p> <p>牛舎、育成牛室、乾草庫、農機具格納庫、堆肥舎</p> | | |

| | | | | |
|--------------|-------------------------|---|--|--|
| 養豚専業 (一貫) | (作付面積等) 繁殖母豚 150頭 | (資本装備) 豚舎、堆肥発酵処理 施設 汚水処理施設、飼料 タンク、自動給餌機、シ ョベルローダー、動力噴 霧器、換気扇、トラ ック | | |
|--------------|-------------------------|---|--|--|

[組織経営体]

(農業経営の指標の例)

| 営農 類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の 方法 | 農業従事 の態様等 |
|------------------------|--|---|--|---|
| 野菜 主たる 従事者 6名 | (作付面積等) トマト 1.5ha きゅうり 1.5ha (経営面積) 3.0ha | (資本装備) 硬質フィルムハウス、予冷庫 | ・青色申告の実 施 ・経営体の体質 強化のため、自 己資本の充実を 図る。 | ・給料制の導入 ・従事者全員の 社会保険への加 入 ・労働環境の快 適化を推進する ため、農作業環 境の改善を図る 。 |
| 野菜 主たる 従事者 6名 | (作付面積等) いちご株冷Ⅰ 株冷Ⅱ 普通 0.2ha いちご株冷 0.2ha (経営面積) 0.4ha | (資本装備) 暖房機、電照施設、ベ ンチ栽培、灌水施設、 集出荷施設 | | |

| | | | | |
|--------------------------------------|--|--|--|--|
| 水稻 + 麦 主たる 従事者 3名 | (作付面積等) | (資本装備) | | |
| | 水稻 20.0ha 麦 10.0ha 大豆 10.0ha (経営面積) 20.0ha | 汎用コンバイン(4条) 側条施肥田植機(6条) 乗用管理機 トラクター(60PS) プロトキヤスター マニュアルレクタ (その他) 共同乾燥施設の利用 | | |

(注) 1 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を行い得るもの（例えば、農事組合法人、株式会社その他、農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。）。

2 組織経営体においては、その前提となる労働力構成を主たる従事者の人数として記入するものとする。

この場合、上記の経営指標で示される農業経営の所得目標は、主たる従事者の所得の平均が第1で掲げた目標に到達することを基本とする。

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の種類ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、現に大村市内で展開している優良事例を踏まえつつ、大村市における主要な営農類型については、第2の基本的指標を参考とする。

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

大村市の特色ある優れた農畜産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、長崎県県央振興局、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制等の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、大村市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 市が主体的に行う取組

大村市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、長崎県県央振興局や農業協同組合など関係機関と連携して就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修先への誘導、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応や他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着までを長崎県、大村市農業委員会、長崎県央農業協同組合、長崎県県央振興局、長崎県農業共済組合等の関係機関からなる大村市担い手育成総合支援協議会を通して一貫して行う。

更に、新規就農者等が地域内で孤立することがないように地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、新規就農者育成総合対策等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展ができるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

大村市は、就農希望者等の受入について、長崎県、大村市農業委員会、長崎県央農業協同組合、農業経営・就農支援センター等の関係機関と連携しつつ、全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実

施する。

① 長崎県農業会議、長崎県農地中間管理機構、大村市農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

② 長崎県農業会議は、農業経営・就農支援センターの経営相談窓口や専門家派遣の支援等、経営サポート業務の一部を担い、企業の農業参入の相談窓口業務や各種研修会の実施などを支援する。

③ 長崎県中央農業協同組合は、就農希望者等の作物ごとの営農技術等の研修・指導を行うとともに、必要に応じて農業機械・施設等の貸与などの支援を行う。

④ 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

大村市は、大村市担い手育成総合支援協議会を通じて、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、長崎県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

また、農業を担う者の確保のため、長崎県中央農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市の区域内において後継者がいない場合は、長崎県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。

更に、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、長崎県農地中間管理機構、大村市農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

市内において作成される地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、担い手間の調整や圃場整備等を行い、農地中間管理機構を軸としながら、県、市、農業委員会等が一体となって農用地の利用調整に取り組み、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連坦化や団地面積の増加を図ることとする。

また、中山間地域や担い手不足の地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体を

含め新規就農の促進等を図ることとする。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積の割合及び面的集積の目標

| 効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積の割合及び面的集積の目標 | 備考 |
|--|----|
| <p style="text-align: center;">面積の割合：82.0%</p> <p>なお、面的集積の目標については、農地中間管理事業を軸としながら、市、県、農業委員会等が一体となって農用地の利用調整に取り組み、担い手の農地利用の連担化や団地面積の増加を図ることにより、面的集積の割合が高まるように努める。</p> | |

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

2 目標年次はおおむね10年先とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

大村市の平坦部では、水稻・施設野菜・露地野菜等を主体とする土地利用型農業を展開し、認定農業者等を中心とした担い手への農地の利用集積が進んできているが、担い手ごとの経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

また、大村市の中山間部では、水稻・果樹・施設園芸を主体とする土地利用型農業が展開されているが農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地について、一部遊休農地となっており、近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手の規模拡大が遅れるばかりではなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

(2) 今後の農地利用等の見通し

大村市では、今後10年で更に農業従事者の高齢化が進み、このような農地所有者からの農地貸付等の意向が強まることが予測され、受け手となる担い手への農地の利用集積を円滑に進めるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化等を図ることによって農地の引受能力を高め、さらなる規模拡大と経営改善を支援することが必要である。

(3) その他農用地の効率的かつ総合的な利用の実現に向けた取組方針及び関係機関及び関係団体等の連携等

このような状況の中で、市、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

また、中山間地域や担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリアや有機農業の団地化を図るエリア等の設定を促進するとともに、保全管理等の取組を進める。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

大村市は、長崎県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、大村市の農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行など特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組むこととし、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域計画の策定事業
- (2) 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- (3) 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- (4) 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- (5) その他農業経営基盤強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえたそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。なお、大村市全域を対象として地域の重点実施と連携して積極的な取組を行い、面的な集積が図れるよう努めるものとする。

ア．平坦地域においては、土地改良事業実施地区を中心に圃場区画の大型化による高能率的な生産基盤条件の形成を活かすため、利用権の設定等を重点的に実施し、担い手が連担的・集团的条件下で効率的な生産が行われるよう努める。

イ．中山間地域においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化するとともに、平成12年度から施行されている中山間地域等直接支払制度への取り組みとあいまって、担い手不足のもとで増加しつつある耕作放棄地の解消に努める。

更に、大村市は農用地利用改善団体に対して特定農業法人及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(1) 地域計画推進事業

大村市は、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、地域の農業者等との協議を行い、当該協議の対象となった農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画（以下「地域計画」という。）を定め、その中で地域の農業の将来のあり方や目指すべき将来の農用地利用の姿である目標地図を明確化し、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業等を通じて農用地について利用権の設定等を促進する。

(2) 協議の場の設置方法

ア 協議の場の開催時期・参加者・相談窓口等

地域計画の協議の場の開催については、農業者、市、農業委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地集積推進員、土地改良区、県、その他の関係者の幅広い参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに調整し、広く周知する。協議の場の参加者等から協議事項に係る問い合わせへの対応を行うための窓口を農林水産振興課に設置する。

イ 協議すべき事項

(ア) 地域計画の区域

(イ) (ア)の区域における農業の将来の在り方

(ウ) (イ)の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(エ) 農業者その他の(ア)の区域の関係者が(ウ)目標を達成するためにとるべき農用地の利用関係の改善その他必要な措置

なお、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

(3) 地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(4) その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

市は、地域計画の策定に当たって、県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他

農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

大村市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

なお、地域の土地利用の実情からみて、集落の一部を除外できるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、運用通知別記様式第6号の認定申請書を大村市に提出して、農用地利用規程について大村市の認定を受けることができる。

② 大村市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

- ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4)のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 大村市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を大村市の掲示板への提示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農地所有適格法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農地所有適格法人を除き、農地所有適格法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 大村市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
- ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団

体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（7）農用地利用改善団体の勧奨等

- ① （5）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（8）農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 大村市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 大村市は、（5）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、県央農業改良普及センター、大村市農業委員会、長崎県央農業協同組合、農地保有合理化法人（長崎県農業振興公社）等の指導、助言を求めてきたときは、大村市担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

（1）農作業の受委託の促進

大村市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する

上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

(3) 地域計画の実現に向けた取組

担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

大村市は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 大村市は、長崎県央農業協同組合ライスセンター、中部集出荷施設等既施設の効率的利用を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 大村市は、地域水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作に通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努める。

ウ 大村市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

大村市は、大村市農業委員会、長崎県県央振興局、長崎県中央農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

大村市農業委員会、長崎県中央農業協同組合、土地改良区及び農地保有合理化法人は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、大村市担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、大村市は、このような協力の推進に配慮する。

第5 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し、必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成7年3月16日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成13年3月30日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成22年6月11日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和4年2月17日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和5年9月20日から施行する